

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月三十日

## 奈良県人事委員会規則第九号

## 期末手当及び勵勉手当に関する規則の一部を改正する規則

**第一条** 期末手当及び勧勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

・五を超える百分の二百七・五」に、「百分の百三十三を超える百分の二百四十五」を「百分の百三十五・五を超える百分の二百四十七・五」に改め、同号イ中「百分の百三・五を超える百分の百十三」を「百分の百六を超える百分の百十五・五」に、「百分の百二・五を超える百分の百三十三」を「百分の百二十六を超える百分の百三十五・五」に改め、同号ウ及び同項第二号中「百分の百三・五」を「百分の百六」に、「百分の百二十三・五」を「百分の百二十六」に改め、同項第三号中「百分の九十七・五」を「百分の百」に、「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に改め、同項第四号ア中「百分の八十七・五を超える百分の百八十七・五」を「百分の九十を超える百分の百九十」に、同号イ及び同項第五号中「百分の八十六」を「百分の八十八・五」に改め、同項第六号中「百分の八十」を「百分の八十二・五」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改め、同項第三号中「百分の四十八」を「百分の五十・五」に、「百分の五十九・五」を「百分の五十九・五」に改める。

## 第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号ア中「百分の百十五・五を超える百分の二百七・五」を「百分の百十四・二五を超える百分の二百六・二五」に、「百分の百三十五・五を超える百分の二百四十七・五」を「百分の百三十四・二五を超える百分の二百四十六・二五」に改め、同号イ中「百分の百六を超える百分の百十五・五」を「百分の百四・七五を超える百分の百十四・二五」に、「百分の百二十六を超える百分の百三十五・五」を「百分の百二十四・七五」に改め、同号ウ及び同項第二号中「百分の百四・七五を超える百分の百三十四・二五」に改め、同号ウ及び同項第二号中「百分の百六」を「百分の百四・七五」に、「百分の百二十六」を「百分の百二十四・七五」に改め、同項第三号中「百分の百以下」を「百分の九十八・七五以下」に、「百分の百

二十」を「百分の百十八・七五」に改め、同項第四号ア中「百分の九十を超える百分の百九十」を「百分の八十八・七五を超える百分の百八十八・七五」に、同号イ及び同項第五号中「百分の八十八・五」を「百分の八十七・二五」に改め、同項第六号中「百分の八十一・五」を「百分の八十一・二五」に改め、同条第六項第一号及び第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改め、同項第三号中「百分の五十・五」を「百分の四十九・二五」に、「百分の五十九・五」を「百分の五十八・二五」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則中第一条の規定は令和七年十二月二十五日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。